

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島 5-12-8
 新大阪ローズビル 6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第178号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 Making food labeling accessible for everyone.



「予防的アレルギー表示(PAL)」について

2023年9月4日、英国食品基準庁(FSA)は「[アレルギー表示に関する情報技術ガイダンス](#)」の最新情報を公表しました。ガイダンスでは食品企業に対し、とりわけ「予防的アレルギー表示(Precautionary Allergen Label (PAL))^{*}」の使用の見直しを推奨しています。

(※PALとは、「May Contain Nuts(ナッツが含まれる可能性がある)」といった表示のことを指します)

- PALは、分離や洗浄では十分に制御できないアレルギーの相互汚染のリスクが避けられない場合にのみ使用すること。
- 「ナッツが含まれる可能性がある」ではなく、「ピーナッツが含まれる可能性がある」など、PALが14種類の主要アレルギーのうちどれを指すのかを明示すること。
- 「ピーガン」表示がありながら、アレルギーとの相互汚染のリスクが特定されている場合は、PALを組み合

わせて使用すること。「不使用」といった安全情報に関する表示と「ビーガン」表示は、それぞれ異なる消費者に異なる情報を伝えているため。

同ガイダンスは、企業の適切なアレルギー表示の実効性をサポートする一方で、アレルギーをもつ消費者の食品選択を不必要に制限しないことを目的に作成されています。今回の最新版では、「不使用」といった安全情報に関する表示とPALを併用しないことや、「グルテン含有成分不使用(No Gluten Containing Ingredient (NGCI))」表示に関する注意事項などもあわせて情報提供がなされています。

PALについては、その他の国でも運用に注意がなされているケースがあります。例えばシンガポール食品庁(SFA)では「[PALの使用](#)」について、「相互汚染に関する徹底的なリスク評価を伴うこと」「消費者の食品選択が制限されるため、必要な場合にのみ行うこと」としています。また同庁は、アレルギーの相互汚染のリスク評価に関する支援だけでなく、相互汚染のレベルに応じた適切な予防的アレルギー表示が示唆するものとして、オーストラリア・ニュージーランドのアレルギー局が提供する[VITAL \(Voluntary Incidental Trace Allergen Labelling\) プログラム](#)の参照を推奨しています。

そして国際的なガイダンスの策定ですが、現在、コーデックス食品表示部会でも予防的アレルギー表示についての議題が取り上げられています。「[第105回コーデックス連絡協議会](#)」(農林水産省)の「[資料5-\(2\) 第47回食品表示部会\(CCFL\)主な検討議題](#)」(2023年5月開

催)より、「第45回部会において(中略)予防的アレルギー又は注意表示(PAL)に係るガイダンスを策定することで合意した」「PAL使用に係るガイダンス原案については、FAO/WHO 合同専門家会議による議論の結果を待って策定作業を進める必要があるとされた」といった経緯を確認することができました。(その他、通常のアレルギー表示の議題では木の実類の範囲について個別品目が明記されています)

なお、日本では「May Contain ○○」にあたるアレルギーの可能性表示は禁止されており、コンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合は、注意喚起表記(例:「本品製造工場では○○を含む製品を生産しています。」)が推奨されているところです。「[食品表示基準について](#)」[別添アレルギーを含む食品に関する表示 第1-3-\(5\),\(6\)](#)。

海外のこうした動向を見ると、品目毎の公定検査法と10 μ g/gの閾値の設定、そして「[判断樹](#)」の運用など、日本のアレルギー表示制度は世界的に見ても厳格であると、改めて気づくことができます。食品の海外輸出の実務においては、日本の制度を踏まえたうえで対象国との違いを確認することが求められるといえますので、国際的な動向を調査する際には、国内の制度についてあらためて確認できる機会にもしていただくとよいのではと思います。

(川合)

 **DECERNIS**
 A FOODCHAIN ID COMPANY



gComply

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書(現地語 & 英語)を簡単に検索



この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



ミニコラム

食品添加物の不使用表示について

「[食品添加物の不使用表示に関するガイドライン](#)」が公表されてから、およそ1年半が経過しました。ここで改めてガイドラインの概要と表示内容の確認方法についてまとめてみたいと思います。

ガイドラインの概要

本ガイドラインは食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめたものであり、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではありません。食品関連事業者等が、[食品表示基準第9条](#)に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行う際に用いることができるものとされています。

ガイドラインでは、注意すべき食品添加物の不使用表示が10の類型に分けられ、具体例と共に留意点がまとめられています。

- 類型1：単なる「無添加」の表示
- 類型2：食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示
- 類型3：食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示
- 類型4：同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示
- 類型5：同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示
- 類型6：健康、安全と関連付ける表示
- 類型7：健康、安全以外と関連付ける表示
- 類型8：食品添加物の使用が予期されていない食品への表示
- 類型9：加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示
- 類型10：過度に強調された表示

なお、実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の

対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものとされています。

実務上の確認方法

実際にガイドラインの内容に沿ってどのように確認していけばよいのか悩まれる方も多いと思います。例えば、以下のように大きく3つに分け、段階的に表示の見直しを進めていくことをおすすめします。

- ① 類型3、6、7、8、9に該当しないか
- ② 類型1、2に該当せず、そのうえで4、5にも該当しないか
- ③ 類型9に該当しない確認ができており、かつレイアウトを含め類型10にも該当しないか

上記の流れで各類型との確認を進めることにより、表示の見直しが行いやすくなるものと考えられますので、一つの方法として参考にしていただければと思います。

今後について

実際に表示の見直しを進めると、使用原材料に関する多くの情報が必要であることに気づかれると思います。食品添加物の不使用表示を継続する場合は、情報管理(特に加工助剤、キャリアオーバー)に注意する必要があります。

来年（令和6年）の3月末までに本ガイドラインを用いて速やかに表示の見直しを行うことが求められていますので、この機会に改めてガイドラインの内容について確認されることをおすすめします。なお、[啓発チラシ・ポスター](#)や[10類型イラスト](#)が別途公開されていますので、表示内容の確認時には併せて目を通されるとよいと思います。

(清水)

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



執筆書籍 好評発売中です



新訂2版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者：石川直基 的早剛由
株式会社ラベルバンク

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2023年10月19日

価格：4,290円(本体：3,900円)

食品メーカー様・販売業者様向けのリスク対応のバイブルとして、2014年に出版、2019年に新訂された「基礎からわかる新・食品表示の法律・実務ガイドブック」。ご好評につき、新訂2版の発売です！弊社は、前回に引き続き、第2部と第3部を書かせていただきました。

食品表示法とそれに関する各法律と実務について解説した、食品メーカー・販売業者向けのリスク対応のバイブル。

食品表示の法律・実務について、規制動向と現場でのミス防止のポイントをコンプライアンスの視点からまとめて解説。複雑な食品表示関連制度をすぐに把握できます。ステップごとに実務を確認、社内の事故防止体制づくりにも役立つヒントが満載です。

ご購入はこちらの執筆書籍ページへ

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



今月のお気に入り言葉

A stumble may prevent a fall.
つまずきは、転落を防いでくれる

(トーマス・フラー)

 Label bank

毎月1日発行

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

お問い合わせ：

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区西中島5-12-8

新大阪ローズビル6F